

平成29年9月12日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求控訴事件

(原審 横浜地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成29年7月4日

判 決

控訴人 Y

被控訴人 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (本案前の申立て)
本件訴えを却下する。
- 3 (本案の申立て)
被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、有限会社Aに対する租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項、62条に基づき、Aが控訴人に対して有する委託業務報酬及び諸費用の支払請求権の差押え(以下「本件差押え」という。)をし、同法67条1項の取立権に基づき、控訴人に対し、147万9322円及びうち57万円に対する平成27年1月1日から支払済みまでの国税通則法及び租税特別

措置法所定の延滞税に相当する額の支払を求めた事案である。

控訴人は、①本件差押えは被差押債権の特定を欠くから無効である、②被差押債権は継続収入の債権（国税徴収法66条）に当たらないから、将来債権の差押えは無効である、③控訴人のAに対する弁済により被差押債権は消滅している、④控訴人のAに対する貸金債権を自働債権とする相殺により被差押債権は消滅しているなどと主張して、被控訴人の本件訴えの却下又は請求の棄却を求めた。

原審は、控訴人の上記主張を全て排斥して、被控訴人の請求を認容した。

控訴人は、原審の上記判断を不服として、原判決の取消し及び本件訴えの却下又は請求の棄却を求めて控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、下記のとおり原判決を補正し、次項において控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決3頁5行目の「有限会社」を「特例有限会社」と、4頁19行目、同頁25行目、5頁4行目及び同頁7行目の各「差押債権」をいずれも「被差押債権」と、4頁13行目の「差し押え」を「滞納国税に満つるまで差し押さえ（本件差押え）」と、同頁22行目の「差押え」を「本件差押え」と、7頁1行目の各「債権」（2箇所）をいずれも「本件債権」とそれぞれ改める。

3 控訴人の当審における主張

（1） 控訴人の主張

本件差押えに基づき、滞納会社の控訴人に対する本件債権が履行期に至った都度、その時点の延滞税を含む滞納国税に満つるまでの金額について本件債権に対する本件差押えの効力が及ぶとすると、平成26年4月1日の履行期が到来した時点で滞納国税に満つる金額の差押えがされたこととなり、被控訴人は滞納国税の全額を取り立て得る状態となるから、上記時点

が本件差押えの終期となる。そして、本件差押えの終期となる上記履行期において、本件債権のうち滞納国税に満つる金額を超える部分には本件差押えの効力及んでいないから、控訴人は、同部分の滞納会社への弁済を強制されることとなるが、将来発生する可能性のある延滞税の額を正確に事前予測して滞納会社に対する弁済額を定めることは不可能である。

したがって、本件差押えの終期を迎えた時より後の延滞税相当額については被控訴人の取立請求を認めることはできず、被控訴人の請求のうち同月2日以降の延滞税相当額の支払を求める部分は不当である。

(2) 被控訴人の主張

本件差押えの効力は、徴収すべき国税の全額を徴収することができるまで、本件債権に及ぶものと解される。そして、本件租税債権については、本税の納付がされていないため、現在に至るまで延滞税が発生しているのであり、延滞税も徴収すべき国税であるから、この延滞税に相当する額についても本件差押えの効力が及んでいる。

控訴人の主張は、国税徴収法66条の趣旨及び解釈を正解せず、独自の見解を述べるものにすぎない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、下記のとおり原判決を補正し、次項において控訴人の当審における主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁4行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「1 控訴人は、本件差押えの対象とされた本件債権は弁済等により消滅しているから、被控訴人の本件訴えは不適法であると主張する。

しかしながら、控訴人の主張する事由は本案の当否に関するものであるから、控訴人の上記主張は失当であり、他に、本件訴えについて不適

法であるとすべき事由はない。

したがって、控訴人の本案前の申立ては理由がない。」

- (2) 原判決7頁5行目冒頭の「1」を「2」と、同行、同頁7行目、同頁15行目及び同頁22行目の各「差押債権」をいずれも「被差押債権」とそれぞれ改め、同頁9行目の「範囲で、」及び同頁11行目の「到来する」の次にいずれも「本件」を加え、同頁14行目の「差し押さえた」を「差し押さえられた」と改め、同頁17行目の「するため、」の次に「本件差押えに係る債権差押通知書においては、」を加え、同行の「完納して」を「完納されて」と改め、同頁18行目の「債権差押通知書に」を削り、同頁19行目の「金額を記載し」を「金額が記載され」と、同頁24行目冒頭の「2」を「3」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決8頁7行目冒頭の「3」を「4」と、同頁10行目の「1010万円」を「1027万円」と、同頁24行目冒頭の「4」を「5」とそれぞれ改める。
- (4) 原判決9頁3行目の「転付命令又は取立命令を得て」を「取立権が発生するなどした後」と、同頁9行目冒頭の「5」を「6」と、同頁14行目及び20行目の各「3」をいずれも「4」とそれぞれ改める。

2 控訴人の当審における主張について

控訴人は、被控訴人の請求のうち、平成26年4月2日以降の延滞税相当額の支払を求める部分は不当であると主張する。

しかしながら、既に説示したとおり、本件差押えにより、本件債権は滞納国税（本件租税債権）に満つるまでの範囲で差し押さえられているのであって、被控訴人は、上記の範囲で差し押さえた本件債権を取り立てることができる（国税徴収法67条1項）。そして、滞納処分としての債権差押えの場合は、第三債務者から取り立てたときに滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなされるのであり（同法67条3項）、また、延滞税は本税を完納する日まで発

生するから（国税通則法 60 条 2 項）、本件差押えがされただけであり、取立てにより滞納会社から本件租税債権を徴収したものとみなされるに至っていない以上、本件租税債権のうちの延滞税は発生し続けているのであって、これを被控訴人が取り立て得ることは明らかである。

控訴人は、本件債権の履行期が到来するごとに上記延滞税の額が確定していることを前提として、本件差押えの終期について主張するが、控訴人が取立てに応じないため、上記延滞税の額は未確定のままなのであるから、控訴人の主張はその前提を欠くものである。

なお、控訴人は、将来発生する可能性のある延滞税の額を正確に事前予測することは不可能であるなどとも主張するが、被控訴人の取立てに応じて延滞税相当額の支払をする際に、当該延滞税額を計算することに困難があるとは認め難い。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- 3 以上によれば、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 16 民事部

裁判長裁判官 尾島 明

裁判官 貝原 信之

裁判官 小田 正二